吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 第 1 項及び同法施行規則第 200 条に定める書面）

2025 年 5 月 12 日

地主株式会社

2025年5月12日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
地主株式会社
代表取締役　西羅　弘文

当社は、2025年4月8日付吸収合併契約書に基づき、当社を吸収合併存続会社、合同会社市ヶ谷インベストメント（以下「市ヶ谷インベストメント」という。）、丸の内土地開発合同会社（以下「丸の内土地開発」という。）、神宮前キャピタル合同会社（以下「神宮前キャピタル」という。）、合同会社エヌ・ワイ・ランド（以下「エヌ・ワイ・ランド」という。）、合同会社エイチ・ケー・インベストメント（以下「エイチ・ケー・インベストメント」という。）及び合同会社セントラルイースト（以下「セントラルイースト」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行いました。

本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第4号）
   2025年5月12日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定、第785条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
   (1) 株主の差止請求
   吸収合併消滅会社はいずれも合同会社であったため、該当事項はありません。
   (2) 反対株主の株式買取請求
   吸収合併消滅会社はいずれも合同会社であったため、該当事項はありません。
   (3) 新株予約権買取請求
   吸収合併消滅会社はいずれも合同会社であったため、該当事項はありません。
   (4) 債権者の異議申立
   吸収合併消滅会社は、会社法第793条第1項、第789条第2項及び第3項に基づき、2025年4月8日付で官報に公告を行うとともに、同日付で日刊工業新聞に公告を行いま

したが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条および第799条の規定による法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 株主の差止請求

本吸収合併は会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第796条の2柱書ただし書の規定により、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第797条第1項ただし書の規定により、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申立

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年4月8日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、市ヶ谷インベストメント、丸の内土地開発、神宮前キャピタル、エヌ・ワイ・ランド、エイチ・ケー・インベストメント及びセントラルイーストより、2025 年 5 月 12 日をもって、各社の資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ 3,524 百万円（概算値）、3,271 百万円（概算値）です。

5. 会社法第782 条第1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第200条第5号）

吸収合併消滅会社はいずれも合同会社であったため、該当事項はありません。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2025年5月15日登記

7. その他本吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上